

スポーツクライミング競技規則 令和6年(2024年)4月11日 一部改定 主要変更点

新	旧	備考
<p>第4章 全種目に関する共通規則 (選手の状態の確認)</p> <p>第11条 競技会専属医師および医療担当者は、負傷した選手の競技の続行、もしくは競技への復帰を決定する権限を有するが、いかなる場合も選手の健康と安全の保護を最優先とし、決定に際して当該競技会で起こり得る勝敗や結果を考慮してはならない。</p> <p>2 すべての選手は、ホールドに血液を付着させることがないように、止血する手段を持つものとする。</p>	<p>第4章 全種目に関する共通規則 (選手の状態の確認)</p> <p>第11条 審判長は、選手が負傷その他体調不良のため競技続行が困難な状態にあると認めるときは、当該選手に対し以下の検査を実施するよう、競技会専属医師または医療担当者に要請することができる。</p> <p>(1) 下肢：連続して5回、それぞれ片足跳びを行う。</p> <p>(2) 上肢：連続して5回、両手で腕立て伏せを行う。</p> <p>(3) 出血：選手は、血液がホールドに付着することがないように止血していることを確認しなければならない。傷口にテープ等を貼った後、ガーゼ等をあてがって血がにじみ出ることがあってはならない。</p> <p>2 前項に定める検査後、当該選手は競技に適した状態ではないと競技会専属医師または医療担当者が判断した場合は、審判長は当該選手の競技への参加を中止しなければならない。その後、競技に適した状態に回復したという確証があれば、当該選手は再検査を要求することができる。検査の結果、競技会専属医師または医療担当者は選手が競技に適した状態にあると判断すれば、審判長は当</p>	<p>IFSC 競技規則の改定に伴う規則の変更</p> <p>旧規則第11条第1項で定められていた検査方法は、負傷した選手の状態をさらに悪化させる危険性があったため、運用の実績はほとんどなく、競技会専属医師および医療担当者が競技続行の可否を判断することが通例のため、実態に即して規則が改定された。</p> <p>新規則第11条第2項は、特にボルダー種目での手指からの出血への対応について、選手に止血する手段＝止血用のテープ等を所持し、基本的には選手自身で対応することをより強く求めるものとなった。</p>

	該選手の競技を許可しなければならない。	
<p>第5章 罰則 (失格)</p> <p>第21条 =省略= 3 選手またはチーム・オフィシャルによる次の各号に定める行為は、失格処分の対象となり、レッドカードが提示され、かつ本協会のガバナンス委員会での審査の対象とする。</p> <p>(1) FOPおよびウォームアップ・エリア内における審判、大会主催者役員、競技会オフィシャルの指示への不服従</p> <p>(2) 競技会期間中に実施される健康状態調査およびドーピング検査への参加の拒否</p> <p>=省略=</p>	<p>第5章 罰則 (失格)</p> <p>第21条 =省略= 3 選手またはチーム・オフィシャルによる次の各号に定める行為は、失格処分の対象となり、レッドカードが提示され、かつ本協会のガバナンス委員会での審査の対象とする。</p> <p>(1) FOPおよびウォームアップ・エリア内における審判、大会主催者役員、競技会オフィシャルの指示への不服従</p> <p>(2) 審判長の指示による競技会期間中の肥満度(BMI)検査の拒否</p> <p>=省略=</p>	IFSC 競技規則の改定に伴う規則の変更
<p>第12章 ボルダー&リード (競技順)</p> <p>第189条 予選の競技順は、無作為もしくは当該競技会のシーディングの昇順とする。</p> <p>=省略=</p>	<p>第12章 ボルダー&リード (競技順)</p> <p>第189条 予選の競技順は、無作為もしくは当該競技会のシーディングの降順とする。</p> <p>=省略=</p>	IFSC 競技規則の改定に伴う規則の変更
<p>第13章 雑則 (改廃)</p> <p>第199条 本規則の改廃は、理事会の決議により行</p>	<p>第13章 雑則 (改廃)</p> <p>第199条 本規則の改廃は、常務理事会の決議によ</p>	

<p>う。</p> <p>付則 本規則は、令和3年（2021年）1月21日から施行する。</p> <p>令和3年（2021年）3月11日 一部改定 国民体育大会リード競技規定（平成20年4月1日施行）および国民体育大会ボルダリング競技規定（平成20年4月1日施行）を廃止し、本規則第119条から第184条までを施行する。</p> <p>令和3年（2021年）4月8日 一部改定 令和3年（2021年）5月13日 一部改定 令和3年（2021年）6月3日 一部改定 令和3年（2021年）10月15日 一部改定 令和4年（2022年）5月12日 一部改定 令和5年（2023年）3月1日 一部改定 令和6年（2024年）4月11日 一部改定</p>	<p>り行う。</p> <p>付則 本規則は、令和3年（2021年）1月21日から施行する。</p> <p>令和3年（2021年）3月11日 一部改定 国民体育大会リード競技規定（平成20年4月1日施行）および国民体育大会ボルダリング競技規定（平成20年4月1日施行）を廃止し、本規則第119条から第184条までを施行する。</p> <p>令和3年（2021年）4月8日 一部改定 令和3年（2021年）5月13日 一部改定 令和3年（2021年）6月3日 一部改定 令和3年（2021年）10月15日 一部改定 令和4年（2022年）5月12日 一部改定 令和5年（2023年）3月1日 一部改定</p>	
---	--	--